



長寿支援課からのお知らせ

「暮らしのお宝発見家」が あなたの地域におじゃまします♪

地域でのつながりや支え合い活動を「**暮らしのお宝**」と名づけました。地域支え合い推進員が「暮らしのお宝発見家」となって、情報収集や啓発活動、個人・地域へのサポートなどを行っています。
地域の楽しい活動やちょっとしたいい取り組みなどがあれば、ぜひ取材をさせていただきます♪

暮らしのお宝紹介！



野田地区の窪田さん宅では、ご夫婦を中心に昔からの飲み友達が集っています。

夫の善和さんは体調を崩していましたが、今はこの集いを楽しみに、趣味の庭の手入れをできる範囲で続けています。

妻の知子さんは、「ちょっとした集まりですけど、来た時と帰る時では皆さん顔が違う。皆さんの都合のあう時に集まっていますが、何より自分が楽しんでいます。」と話してくれました。



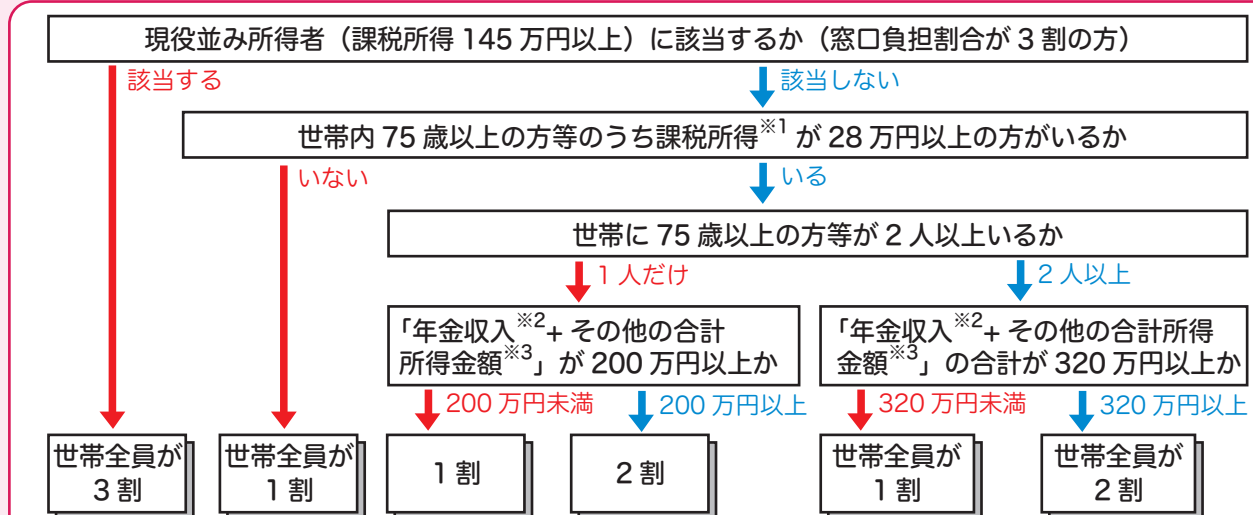
■問い合わせ／南国市地域包括支援センター ☎804-6010

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

8月1日から使用の被保険者証(若草色)の窓口負担割合が1割の方で、一定以上の所得がある方は、10月1日より窓口負担割合が2割になります。

◆被保険者証(若草色)が3割の方(現役並み所得者)は10月1日以降も引き続き3割となります。

◆住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。



※1…「課税所得」は、住民税納税通知書の「課税標準額」です。(前年の収入から、公的年金等控除などを差し引いた後の金額)

※2…「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3…「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556
または高知県後期高齢者医療広域連合 ☎821-4526



り さいしょうめい

大規模災害時には「罹災証明」を発行します

1. まずは、証明の提出を求めている依頼元(保険会社など)によくご相談ください。
自然災害により家屋に被害が出た場合の保険金請求や共済金請求には、市の発行する「罹災証明」や「罹災届出証明」を必要としないことが多いため、ご加入の保険・共済に確認してください。

2. 証明が必要な場合の申請窓口

被災した対象物	担当窓口	災害の種類	備考	証明の種類
住家 (現実に居住のため 使用している建物)	税務課	大規模災害	市職員などの被害調査後に発行されます。	罹災証明
店舗・事務所、 動産		大規模災害 に至らない 風水害	被災場所(地図)、被災写真などを ご準備して申請してください。	罹災届出証明
園芸用ハウス・ 農業施設	農林水産課	大規模災害 に至らない 風水害	用途や設備の種類などを担当課に ご相談ください。	罹災届出証明

※大規模災害(災害救助法などが適用される災害)かどうかは「危機管理課」へお問い合わせください。
その他申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ／税務課☎880-6554 農林水産課☎880-6559 危機管理課☎880-6575

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年度住民税の非課税世帯が新たに支給対象に追加されました。

※令和3年度の住民税非課税世帯または家計急変世帯として、既に本給付金を受け取っている世帯は対象外です。

■支給額 1世帯当たり10万円 ※1世帯1回限り。

■手続き

(1) 令和3年度住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には福祉事務所から確認書(要返送)をお送りしています。

6/7までに返送手続きが済んでいない方は、別に申請が必要です。

(2) 基準日(令和4年6月1日)に、南国市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯(かつ課税者の被扶養者でないこと)

対象と思われる世帯には福祉事務所から確認書(要返送)をお送りしています。

必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で返送してください。

(3) 家計急変世帯

令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯で、かつ課税者の被扶養者でない場合は、申請が必要です。

※一部申請が必要な場合があります。対象世帯や申請に必要な添付書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
どうか、お問い合わせください。

■申請期限 令和4年9月30日

■問い合わせ／福祉事務所 地域福祉支援係 ☎880-6566

詳しくはコチラ→

